並びに平成六年改正法附則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第三条の規定による改正前の法第四十四条第三項に規定する		
	第三十一条第一項第一号	及び住所
		十日以内に
第三十一条の二第一項第四号		速やかに
		、住所及び氏名
配偶者が令第三条の七に掲げる給付又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年経過措置政令第二十一条の規定により読み替えて適用される被用者年金制度の一元化等を図るための厚生労働省関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第二百四十三号）第三条の規定による改正前の令（以下「令」という。）第一条七に掲げる給付（以下「令第三条七給付」という。）		
法第四十三条第三項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十三条第三項	第三十一条の二第四項	
	第三十一条の三第一項第一号	及び住所
第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第二十七条第十項並びに第二十条第十項及び第三十四項	第三十二条第一項（各号を除く。）	
第四条第四項各号（第四号、第八号及び第十号を除く。）		
第三十一条第一項第一号		十日以内に
第三十二条第一項第一号		及び住所
第三十二条の三第一項第五号		第三号に掲げる額

に規定する		
		速やかに
配偶者が令第三条の七に掲げる給付		、住所及び氏名
法第四十三条第三項		
第九条の三第二項及び第四項並びに第二十七条第十三項		、住所及び氏名
		速やかに
		、住所及び氏名
第三号に掲げる額及び同項第二号又は第三号と同一の月以前の一年間の各月における同項第二号又は第三号に掲げる額		

第三十二条の四第二項	が被保険者	が第一号厚生年金被保険者
第三十三条第一項第一号及び第三項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十三条第一項第四号	雇用保険被保険者番号	雇用保険被保険者番号及び求職の申込みを行つた旨
第三十三条第三項第四号	雇用保険被保険者番号	雇用保険被保険者番号及び給付金の支給を受ける旨
第三十三条の二第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十四条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十四条の二第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第三十五条の三第一項（各号を除く。）	平成六年改正法附則第十九条第一項又は第二十条第一項	平成六年改正法附則第十九条第一項

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第四十三条　障害厚生年金及び障害手当金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで及び第五十六条の二（同規則第四十四条第一項第三号イ及びロ及び同項第九号ロ、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二並びに第五十六条の二第六項を除く。以下「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、障害厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十四条第一項第五号	業務上	職務上若しくは業務上
第四十四条第一項第七号の二	国民年金法施行規則第一条各号	国民年金法施行規則第一条第一項各号
第四十四条第一項第九号	九　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地	九　次のイに掲げる者の区分に応じ、当該イに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 十　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項に掲げる一時金である給付を受けて当該一時金の返還方法